

# ユースエール認定企業を公共調達において 加点評価するよう、国が定める指針に示されました！

各府省が価格以外の要素を評価する調達<sup>※1</sup>によって公共調達を実施する場合は、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた企業（ユースエール認定企業）等を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において示されました。

また、地方公共団体も国に準じた取組を実施するよう努めることとされています。公共調達における加点評価の仕組みは、各行政機関において原則平成28年度中に開始する予定です。

## 公共調達における加点評価のポイント

取組指針では、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みを導入することで、当該企業の受注機会の増大を図る観点から、以下の取組を実施することとしています。

- 価格以外の要素を評価する調達を行うときは、ユースエール認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する。
  - ユースエール認定企業などの評価項目である「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」が総配点に占める評価割合を定めた上で、ユースエール認定企業の配点を定める<sup>※2</sup>。

## ＜内閣府が示している参考配点例＞（ユースエール認定企業分）

評価項目例	総配点に占める割合 (評価の相対的な重要度等に応じ配点)	配点例 <sup>※3</sup>
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	10%の場合	9 %
	5 %の場合	4 %
	3 %の場合	2 %

- 実施時期は、原則平成28年度中に開始。

※1 価格以外の要素を評価する調達とは、総合評価落札方式または企画競争による調達をいいます。

※2 配点割合も含めた加点評価の詳細については、契約の内容に応じ、公共調達を行う行政機関において定められます。

※3 女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく認定等にも該当する場合は、最も配点が高いものにより加点が行われます。

## ユースエール認定企業とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業として厚生労働大臣が認定した企業をいいます。厚生労働省では、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っています。

- ・対象：常時雇用する労働者が300人以下の事業主
- ・ユースエール認定企業への支援内容
  - ①ハローワークなどで重点的PRを実施
  - ②ユースエール認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
  - ③自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
  - ④若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置 等

※その他、認定基準や制度の詳細については、以下のURLを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>



＜認定マーク＞



## ユースエール認定企業は日本政策金融公庫が実施する融資において、金利の引き下げ対象となります！

「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた企業（ユースエール認定企業）が、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、平成28年4月から基準利率よりも低い金利で融資を受けることができるようになりました。

### 地域活性化・雇用促進資金の概要

資金使途	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業事業：7億2,000万円（運転資金は2億7,000万円まで） 国民生活事業：7,200万円（運転資金は4,800万円まで）
返済期間	設備資金：20年以内、運転資金：7年以内
利率	ユースエール認定企業は <b>基準利率（※）から-0.65%</b> となります。 ※平成29年4月1日現在：中小企業事業1.21%、国民生活事業1.71% ※金利引下げが適用されるのは、最大2億7,000万円の融資分まで（中小企業事業）

注1) 融資の対象は、業種及び企業規模により、一定の要件がございます。詳細は日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でご確認ください。

注2) 審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

#### 【事例】製造業の企業が工場建設のため、設備資金1億円の融資を受けた場合の返済総額

	返済額（返済期間20年、毎月返済、元金均等返済の場合）
ユースエール認定企業の場合	1億円×金利（1.4-0.65）% = 約1億753万円
一般企業の場合	1億円×金利1.4% = 約1億1,406万円

⇒ 一般企業に比べてユースエール認定企業の返済総額は約700万円減額となります

注3) 上記利率は、一例です。適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。詳細は株式会社日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

<申請先> 下記のそれぞれの制度の申請は各機関にお願いします。

- **ユースエール認定企業**となるためには、**都道府県労働局**への申請が必要となります。

ユースエールの認定基準や制度の詳細については、以下のURLをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

- **地域活性化・雇用促進資金**のお申込みには、**株式会社日本政策金融公庫**への申請が必要となります。

地域活性化・雇用促進資金の詳細については、以下のURLをご覧いただくな、日本政策金融公庫へお問い合わせください。  
[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17\\_tiiikigyou\\_m\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiiikigyou_m_t.html)

